

全国漁業共済組合連合会に対する貸付けの状況及び今後の見通しについて

1. 全国漁業共済組合連合会に対する貸付状況

(1) 貸付けの経緯

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の漁業災害補償関係業務では、漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して必要とする資金の貸付けを行っている。

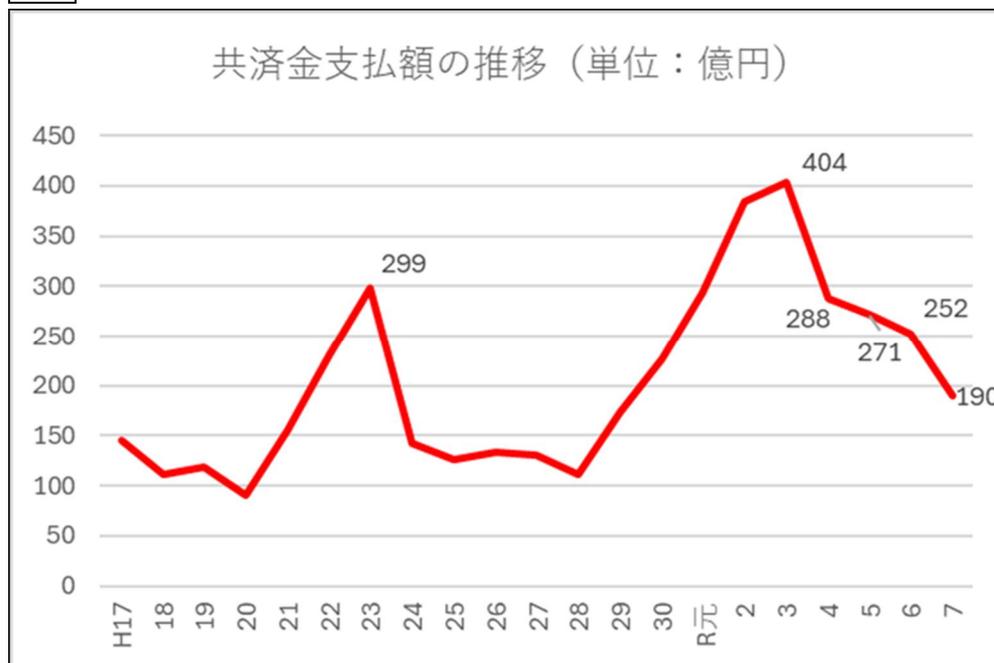
令和2年度、それまでの長期的な不漁に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が重なり、共済金支払が著しく多額に上ったことから、国が全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）に支払うべき保険金の支払財源が大きく不足した。このため、令和2年6月、保険金未払額相当の再共済金支払資金に係る漁済連への貸付けが実施され、それ以降、深刻な不漁等の影響もあり、継続的に貸付けが行われてきている。

なお、国や漁業共済団体等の出資金が貸付けの原資となっているが、不足が生じた場合は民間金融機関からの借入れにより対応している。

(2) 令和7年度の状況と今後の貸付見込み

共済金の支払額は、令和3年度をピークとして減少傾向にあるものの、幅広い漁業種類での不漁の継続、自然災害の影響等により、高水準で推移してきている（図1）。

図1

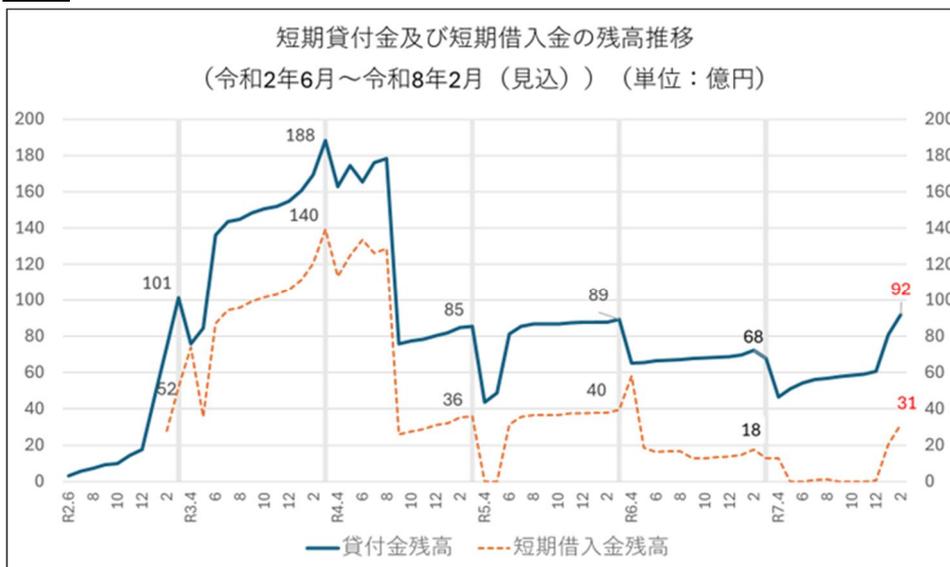


注）令和7年度は令和8年1月末現在の実績である。

令和7年度の共済金支払額は、令和8年1月末現在、さけ定置網漁業の不漁等を受け190億円（対前年同期比112%）となっており、今後、瀬戸内海の養殖かきや青森県の養殖ほたてのへい死等による共済金支払が見込まれている。

このような状況を受け、令和 8 年 2 月末までの信用基金から漁済連への貸付けはのべ 91.7 億円（うち借換貸付 27.8 億円）、2 月末の貸付金残高も同額の 91.7 億円（対前年同期比 127%）となる見込みである（図 2）。今後の具体的な貸付額は予測困難であるが、当分の間、漁済連への貸付けは継続する見込みであり、信用基金は引き続き円滑な貸付けの遂行に努めるものとする。

図 2



注) 令和 8 年 2 月は、漁済連調べに基づく見込額である。

グラフ中の黒字は各年度末の残高、赤字は令和 8 年 2 月末の残高見込額である。

なお、信用基金は、貸付原資が出資金等見合いの自己資金で不足する場合、民間金融機関からの短期借入金により資金を調達しているが、当面、第 5 期中期計画及び令和 7 年度年度計画に定める短期借入金の限度額 185 億円を超えない見込みである。このため、「令和 8 年度年度計画 (案)」の短期借入金の限度額については、令和 7 年度と同額の 185 億円としている。

2. 貸付金利について

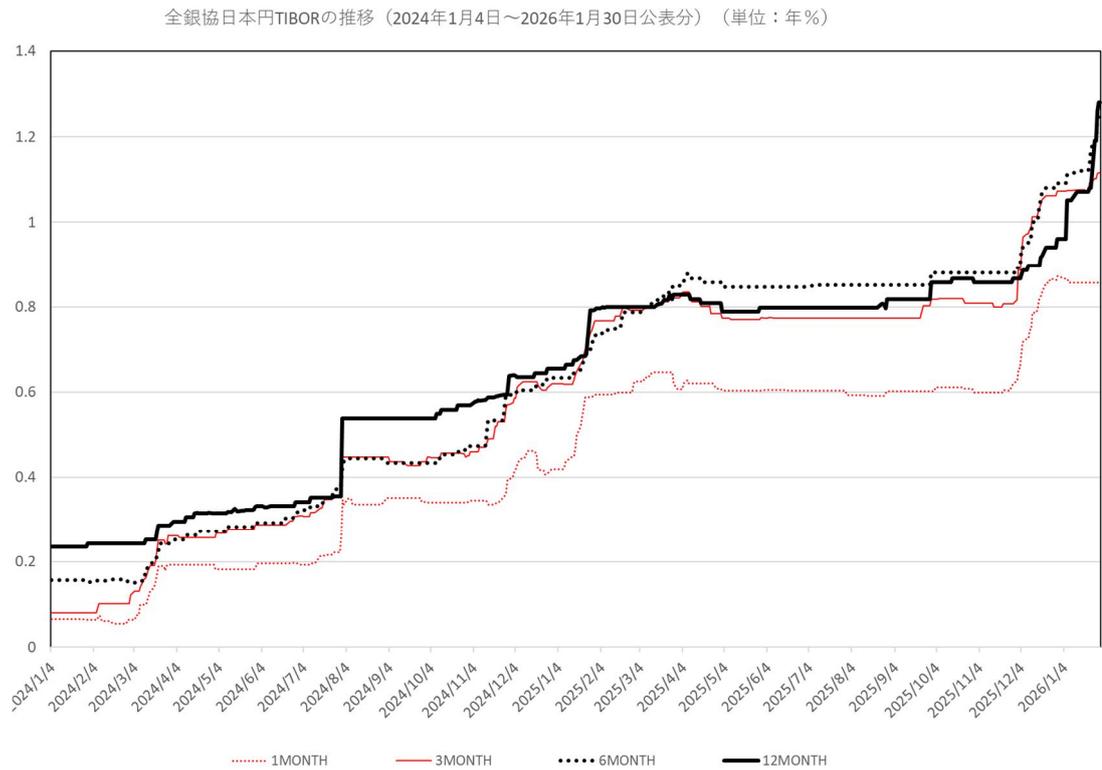
(1) 漁業共済団体に対する貸付金利については、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、設定方法を「全銀協日本円 TIBOR+0.25 パーセント」としている。これは、民間金融機関から貸付原資の一部を借入れて漁済連に貸し付けることが相当規模で継続すると見込み、貸付金利が民間金融機関からの借入金利と逆ざやにならないよう考慮したものである。

(2) 令和 6 年 3 月に日本銀行がマイナス金利政策を解除したことから、全銀協日本円 TIBOR とともに市中金利が上昇傾向となり、前回の運営委員会において、「今後、金利情勢の変化によっては貸付金利の見直しが必要となる可能性もある」としたところ、令和 7 年 12 月に日本銀行が政策金利の引き上げを行ったこと等に伴い、信用基金の

借入利率は令和7年度最初の借入れである7月分と令和8年1月分を比較すると、0.3ポイント程度上昇している。しかしながら、全銀協日本円TIBORもさらに上昇しており（図3）、現時点において借入金利が貸付金利を上回る事態になってはいないため、貸付金利の変更が必要な状況には至っていない。

(3) なお、今後も、金利情勢の変化によっては貸付金利の見直しが必要となる可能性があるため、見直しを行った場合には、次回の運営委員会において報告する。

図3



以上